

地方創生SDGs 経営促進補助金交付要綱実施細目

1 総則

この細目は、地方創生SDGs 経営促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定める。

2 補助事業

(1) 国、都道府県その他公的機関が実施する公的事業による補助を受けている事業及び受ける予定となっている事業については、交付の対象としない。

(2) 予算の繰越しを伴う事業は、交付の対象としない。

3 補助金の額

補助金の額は、要綱第4条別表に掲げる補助限度額と補助対象経費に補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を上限として、予算の範囲内で定める。

4 補助事業の要件

(1) 要綱第4条別表に定める知事が別に定めるKPIの方向性とは、別表の「KPIの方向性」欄に掲げる事項をいう。

(2) 補助事業者は、同表の「KPIの方向性」に該当するKPIを3つ以上選択して設定するものとする。

(3) 前項のKPIは、補助事業者が従前の取組のみでは達成し得ず、ポジティブな社会的効果の創出のために新たな又は追加的な取組を要するものを設定するものとする。

5 補助対象経費の算定基準

要綱第4条別表の知事が別に定める補助対象外経費は、次のとおりとする。

(1) 補助事業期間内に支払い及び検査が完了していない経費

(2) その他補助することが適切でないと県が判断した経費

6 補助金の交付手続

知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付の目的が達成できると認めたときは、補助事業者別に別紙様式1によりその内容を通知する。

7 承認手続

(1) 補助事業者は、次に該当する場合にあっては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

① 岐阜県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第6条第1号の規定により補助事業の経費の配分の変更をしようとするとき。

- ②規則第6条第2号の規定により補助事業の内容の変更をしようとするとき。
 - ③規則第6条第3号の規定により補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ④規則第21条に規定する財産の処分をするとき。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第6条第4号の規定により速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

8 補助金の額の確定

知事は、実績報告書の提出があったときは、補助事業の完了に伴う補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを事業完了確認調書（別紙様式2）により調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に別紙様式3により通知する。

9 補助金の交付時期等

- (1) 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事に補助金交付請求書（要綱別記第9号様式）を提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、既に概算払により交付された補助金の額が確定した交付すべき補助金の額を超える場合にあっては、その超える補助金の額について知事に返還しなければならない。

附 則

この細目は、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表

分類	K P I の方向性
新たな雇用の確保	○若者世代・女性の雇用拡大
働き方	○勤務時間の柔軟性 ○勤務場所の柔軟性 ○ワークライフバランス
働きがい	○社会貢献 ○成長の機会 ○挑戦の機会 ○キャリアパス ○エンゲージメント
人権・ダイバーシティ	○従業員の人権 ○ジェンダー平等 ○多様性（ダイバーシティ）
企業の誠実さ・透明性	○コンプライアンス・倫理経営 ○企業風土 ○危機対応・説明責任
ライフデザイン・ライフサポート	○健康・ウェルビーイング ○ライフイベント支援 ○ライフスタイル・多様な選択支援
その他	○その他 その他上記に類する項目、若者・女性に選ばれる企業へと変革していくための指標・目標で、県と協議したもの

(注) 1 K P I として設定する取組は、若者世代（15～29歳）又は女性を含むものを設定すること。

2 K P I として設定する取組の現状を定量的に表す数値（基準値）を示すこと。

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年度地方創生SDGs経営促進補助金
(変更) 交付決定について (通知)

標記について、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することにしたので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる総事業費、補助対象事業費及び交付決定額は、別表のとおりとする。ただし、当該事業の内容が変更された場合における当該事業の総事業費、補助対象事業費及び交付決定額については、別に通知するところによるものとする。
- 2 岐阜県補助金等交付規則及び地方創生SDGs経営促進補助金交付要綱（令和8年4月1日制定）に従わなければならない。

別 表

申請年月日・番号	年 月 日付け	第 号
事業名		
総事業費		円
補助対象事業費		円
交付決定額		円

別紙様式2

事業完了確認調書

補助事業者名		
補助事業名		
事業場所等		
総事業費		
補助金の額		
立会人		
事業の期間（着手・完了）		
調 査	現地調査 （調査年月日と調査結果）	
	書類調査 （調査年月日と調査結果）	

上記のとおり完了を確認しました。

年 月 日

確認者

別紙様式3

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年度地方創生SDGs経営促進補助金の
額の確定について（通知）

標記について、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第14条の規定により、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

交付決定 年月日・番号	年 月 日付け 第 号
変更交付決定 年月日・番号	年 月 日付け 第 号
総事業費	円
補助対象事業費	円
確定補助金額	円